

平成19年度末 徳島県立学校教職員人事異動要綱

I 基本方針

◇ 教育改革を推進し、教育課程を実施していく上で、それぞれの学校がもつ課題に対応できる人事配置を行うとともに、「確かな学力」「健やかな体」「豊かな心」を育成し、「魅力ある食育」を推進するために教職員組織の充実に努める。

1 教育改革やスポーツ・文化の振興に視点を置いた人事配置を行い、教職員組織の充実を図る。

特に、高等学校の再編統合に係る人事配置については、必要な配慮を行う。

2 全県的視野に立ち、学校間、課程間及び学校種別間の人事交流を積極的に推進するとともに、他県との人事交流を行い、教職員組織の活性化及び充実を図る。

3 教職員の年齢、勤務年数、性別等にかかわらず、教育実績、指導力、意欲等を重視して、適材適所と人材育成を考慮した人事配置を推進する。

4 管理職については、全県的視野に立って、適任者の任用と配置を行い、学校管理・指導体制の充実を図る。

5 特別支援教育の推進及び生徒指導の強化を図るための教職員組織・指導体制の整備に努める。

II 実施要項

1 異動・交流

(1) 基本方針の趣旨を実現するため、各学校の実情に配慮した人事配置を行う。

(2) 困難な勤務条件等のもとで良好な成績で勤務した者については、本人の希望、勤務年数等により優先的な配置転換を考慮する。

(3) その校の在職年数が少なくとも2年以上の者でなければ、原則として異動を行わない。

(4) その校の長期勤続教職員（当該校における在職年数が5年を超える者をいう。）については、教育実績、担当教科等を考慮し、配置転換に努める。特に、その校在職10年以上の者については、特別な場合を除き配置転換を行う。

(5) 採用後3年を経過した教職員については、原則として配置転換を行う。

(6) 近親者は、原則として同一校へ配置しない。

(7) 学校間、課程間及び学校種別間の人事交流については、教育改革推進の観点から、勤務歴、教育実績、適性、担当教科等を考慮して積極的に進める。特に、市町村立小中学校との交流については、別に定める実施要領に基づき推進する。

また、他県との人事交流については、当該教員の勤務歴、資質等を考慮し行う。

2 退職

- (1) 定年に達した者は、定年に達した日以後の最初の3月31日に退職する。
- (2) 自発的に退職の意志を表明した者には、退職を認める。
- (3) 著しく教育効果のあがらない者及び性行、勤務状況の著しく良くない者には、年齢、勤務年数を問わず退職を勧める。

3 採用・任用

- (1) 校長は、「徳島県公立高等学校・特別支援学校校長任用候補者選考審査要綱」に基づき決定された校長任用候補者の中から任用し、勤務歴、教育実績、適性等を考慮して配置する。
- (2) 副校長は、教頭の中から、勤務歴、教育実績、適性等を考慮して任用し、配置する。
- (3) 教頭は、「徳島県公立高等学校・特別支援学校教頭任用候補者選考審査要綱」に基づき決定された教頭任用候補者の中から任用し、勤務歴、教育実績、適性等を考慮して配置する。
- (4) 教諭及び養護教諭は、「平成20年度徳島県公立学校教員採用候補者名簿」に登載された者の中から採用し、教科等を考慮して配置する。

4 人事異動手続

(1) 教職員の希望の申し出

教職員は、「平成19年度末人事異動個人希望票」に必要事項を記入し、校長を通じて県教育委員会に提出する。

(2) 校長の意見具申

- ① 校長は、「平成19年度職員一覧表・平成20年度教科別授業計画表・学級編制表」等に必要事項を記入し、県教育委員会に提出する。
- ② 校長は、「勤務評定書」及び「平成19年度末人事異動資料」により学校経営上の意見を具申する。

(3) 県教育委員会が行う意見等の聴取

- ① 県教育委員会は、校長と面接して、「平成19年度職員一覧表・平成20年度教科別授業計画表・学級編制表」、「勤務評定書」、「平成19年度末人事異動資料」等の説明及びその他必要事項についての意見を聴取する。
 - ② 県教育委員会は、あらかじめ面接日を設け、申し出のある教職員の希望を聴取する。
- (4) 公募制の実施については、別に定める実施要領に基づき行う。